

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第8号

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（平成2年新潟県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（費用の徴収）</p> <p>第17条 法第59条の4の規定により知事が、措置入院者、その配偶者並びに措置入院者と生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹（以下「措置入院費負担義務者」という。）から徴収する費用の額は、措置入院費負担義務者に係る<u>法第58条の8第1項の規定による入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額の合算額に応じ、別表により認定した額とする。</u></p> <p><u>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹に地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）又は同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係る額又は特定扶養親族に係る額（扶養親族に係る額に相当する額を除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</u></p> <p><u>(2) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するも</u></p>	<p>（費用の徴収）</p> <p>第17条 法第59条の4の規定により知事が、措置入院者、その配偶者並びに措置入院者と生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹（以下「措置入院費負担義務者」という。）から徴収する費用の額は、措置入院費負担義務者に係る<u>所得税額（1月1日から5月31日までの間の入院費用については前々年分のものとし、6月1日から12月31日までの間の入院費用については前年分のものとする。以下同じ。）の合算額に応じ、別表により認定した額とする。</u></p>

のとする。

(3) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項(同項第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹は、入院することとなった日及び入院期間に含まれる7月1日における措置入院費負担義務者の状況を別記第11号様式の2により知事に届け出なければならない。

4 (略)

(費用徴収の特例)

第18条 (略)

2 (略)

3 月の中途において措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹に変更があった場合の費用徴収額は、変更のあった月の翌月から再認定した額とする。

別表 (第17条関係)

措置入院費負担義務者の所得割の額の合算額	費用徴収額 (月額)
564,000円以下	(略)
564,001円以上	(略)

第11号様式の2 (第17条関係)

措置入院者家族等構成員届

2 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹は、入院することとなった日及び入院期間に含まれる6月1日における措置入院費負担義務者の状況を別記第11号様式の2により知事に届け出なければならない。

3 (略)

(費用徴収の特例)

第18条 (略)

2 (略)

3 月の中途において措置入院費負担義務者に変更があった場合の費用徴収額は、変更のあった月の翌月から再認定した額とする。

別表 (第17条関係)

措置入院費負担義務者の所得税額の合算額	費用徴収額 (月額)
1,470,000円以下	(略)
1,470,001円以上	(略)

第11号様式の2 (第17条関係)

措置入院者家族等構成員届

(略)

下記のとおり新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則第17条第3項の規定により届け出ます。

記

(略)					
措置入院者と生計を一にする世帯員	続柄	(略)	職業又は勤務先	※所得割額	(略)
		(略)			
(略)		(略)			
措置入院者と生計を一にする世帯員が措置入院者の住所と異なる場合の住所		※所得割額の計			
(略)					

(略)

添付書類 市町村民税所得割の額を明らかにすることのできる書類（課税証明書等）

第12号様式（第17条関係）

措置入院者家族等構成員変更届

(略)

下記のとおり新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則第17条第4項の規定により届け出ます。

(略)

添付書類

1 転入の場合

市町村民税所得割の額を明らかにすることのできる書類（課税証明書等）

2 (略)

(略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の入院に要した費用徴収額から適用し、同日前の入院に要した費用徴収額については、なお従前の例による。

(略)

下記のとおり新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則第17条第2項の規定により届け出ます。

記

(略)					
措置入院者と生計を一にする世帯員	続柄	(略)	職業又は勤務先	※前年分の所得税額	(略)
		(略)			
(略)		(略)			
措置入院者と生計を一にする世帯員が措置入院者の住所と異なる場合の住所		※所得税計			
(略)					

(略)

添付書類 源泉徴収票又は税務署が発行する納税証明書

第12号様式（第17条関係）

措置入院者家族等構成員変更届

(略)

下記のとおり新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則第17条第3項の規定により届け出ます。

(略)

添付書類

1 転入の場合

源泉徴収票又は税務署が発行する納税証明書

2 (略)

(略)